

清算などに関するお問い合わせ（2020.11.17現在）

- Q1. 作業補助等労務謝金→一会場で3人までの募集を行うとあるが、一会場あたりの補助者を増やしてもよいか。

A:これまでに会場3人を基本として、3人以内での調整をお願いしてきましたが、謝金が発生していな状況もあることから、全会場の調整において、協力者を増やして支払いが可能であれば、対応いただいております。ただし、半日型、1日型の会場区分に従いに支払うこととします。（半日会場で、準備などで実質可動1日であっても依頼は事業が実際に開催される時間帯の補助のお願いなので、半日型となる）また、協議会に示された「作業補助等労務謝金」の総額内で判断できるものとします。

- Q2. <協議会報告シート>の説明に「現在、委託事業の参加者申込状況を確認いただいているものと同じ」とありますが、何を指していただいているのでしょうか？見られるものはありません。

A:上記は事業実施団に提供しているシートですが、ご指摘のとおり各協議会でご覧いただくものを提供しておりませんでした。（11/14に共有しました）

- Q3. <協議会報告シート>中、各実施担当者からの報告書書式に内容があるので、回答ができないものがある。該当するもの：<後援名義・協力・共催・協議会参加等><チラシ配布学校数><チラシ印刷数>

A:上記については、書式に含まれていませんので、該当する内容を記入いただくシートを新たに追加し、公開いたします。県内でもご周知ください。本データについては最終の協議会内概要のとりまとめでも必要になると思いますので、ご理解とご協力をお願いします。

- Q4. <協議会報告シート>03事業開催一覧 のシート<教材・プログラム経費>〔消耗品〕〔交通費〕〔借損料〕の3項目での報告が出来ません。【ワクワク自然体験あそびマニュアル③】P1～P3にて説明がされていません。また、【会場経費内訳】にある<区分>は〔教材費〕〔感染症予防対策費〕〔印刷費〕上記3項目のみとなっているため団からの報告が受けられません。

A:上記については、書式に含まれていませんので、該当する内容を記入いただくシートを新たに追加し、公開いたします。県内でもご周知ください。ご理解とご協力をお願いします。

- Q5. <協議会報告シート>03事業開催一覧 のシート<通信運搬費><振込手数料><雑役務費>の項目についての報告が出来ません。【ワクワク自然体験あそびマニュアル③】P1～P3にて記載がされていません。また、【会場経費内訳】にある<区分>は〔教材費〕〔感染症予防対策費〕〔印刷費〕上記3項目のみとなっているため団からの報告が受けられません。

A:上記については、書式に含まれていませんので、該当する内容を記入いただくシートを新たに追加し、公開いたします。県内でもご周知ください。ご理解とご協力をお願いします。

Q6. 事業経費の立替でのクレジットカードの利用は可能か。

A:可能です。

Q7. ネットショッピングによるクレジットカードでの領収書について、【宛名：公益財団法人ボーイスカウト日本連盟】【受領者：団委員Aの個人名】の領収書でよいか。

A:支払報告と内容が一致していれば結構ですが、発注内容がわかるもの、見積、請求書、納品書、注文履歴等を添付してください。

Q8. 印刷費で、会場予算に協議会補助を加えて印刷した場合の領収書の処理は。

A:領収書は、一緒のもので結構です。

Q9. RS補助者への謝金の支払時期→事業終了後に〔会場経費〕と共に〔RS補助者謝金〕を団へ送金（団を通じて支払い）。支払後は〈会場経費報告書〉No.4 その他に計上することでよいか。〔事業経費〕に〔RS補助者謝金〕を含めることが出来ない場合についてどのようにすればよいか。

A:送金について団を経由してお支払いいただくことで、団に送金することは可能です。「作業補助等労務謝金」の人数、支払は、〈協議会報告シート〉03事業開催一覧に記載してください。この謝金は、会場経費や協議会運営費への記載はありません。

Q10. 〔会場経費〕を一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟の銀行口座から団指定の銀行口座へ振込む際、ATMでの振込、銀行窓口での振込のどちらで行えばよいか。その折、支払根拠書類はどのようなものか。更には宛名が『公益財団法人ボーイスカウト日本連盟』にならないこと想定できるがどのようにするか。

A:いずれの振込でも可能です。また、ネットバンキングなども可能です。ネットバンキングの場合は、送金一覧などのリスト（振込日、振込先、金額、振込手数料がわかるもの）を出力いただき、支払根拠書類としてください。

Q11. マニュアル③ P2 ③の下★「経費区分間の流用は認められないが、同一経費区分について会場間の流用は可とする。」とある。A事業の感染症予防対策費が12,000円 B事業の感染症予防対策費が5,000円 であった場合、A事業の団から10,000円を超えた12,000円について、（B事業の残余金から）満額払うことでよいか。

A:上記のとおりで結構です。

Q12. 印刷費の募集チラシについてですが、7,300円を超えている団もありますが印刷費の計上をしていない団もあるので、同一経費区分流用にて清算することでよいか。

A:上記のとおりで結構です。